

個人情報保護方針と校務円滑システム上での個人情報取り扱いに関するガイドライン(案)

日本支援教育実践学会
2009年2月10日

平成17年4月1日から「個人情報保護に関する法律」（以下「保護法」という）が施行され、個人情報を取り扱う諸機関においては、早急に保護対策を講じ、意識の統一を図ることが求められています。そこで、校務円滑支援システムの委託業務を担当する教育機関や公共団体は、個人情報取扱事業者として特別支援教育における校務の円滑な推進に貢献すべき役割を自覚し、事業活動において入手した個人情報の保護について適切な措置をとる社会的責任があります。そこで日本支援教育実践学会は、以下のような6つの情報保護方針を定め、個人情報取扱事業者に対して個別の指導計画作りなどにおいて個人情報活用のガイドラインを忠実に履行してもらうものとします

I. 個人情報の保護方針

1. 個人情報の収集を行う場合は、取り扱い責任者を定めて収集目的を明らかにし、適法かつ公正な目的の達成のために必要な範囲に限定いたします。
2. 収集した個人情報は適切に管理し、その利用、提供先は情報提供者の同意を得た範囲に限定し、それ以外の第三者への開示や提供は行いません。
3. 個人情報に対する不正アクセス、改ざん、破壊、漏えい、紛失等に対して万全の予防措置を講ずる管理体制を確立し、個人情報の安全性、正確性の確保を図り、万一の問題発生時には、速やかな是正対策を実施します。
4. 個人情報に関する法令、社会的に認知されているガイドライン、その他の規範を遵守します。
5. 個人情報保護のための以下のような個人情報ガイドラインを策定し、必要な教育、啓蒙、監査を行います。
6. 個人情報保護の法令遵守と情報社会の変化に照らし合わせて方針とガイドラインを見直し、また継続的に改善し適切な管理の維持に努めます。

II. 個別の指導計画作りに関わる個人情報活用ガイドライン

本ガイドラインは、保護法を理解するための前提知識、基盤的なセキュリティ対策、個人情報取得や活用の要点、教育活動を含みます。

1. 保護法の前提知識

- (1)保護法でいう「個人情報取扱事業者」は、日本支援教育実践学会(以下学会と略す)、及び勝美システムズ株式会社（以下勝美と略す）より利用委託を受ける教育機関や公共団体とします。
- (2)教育機関や公共団体の職員は、個人情報取扱事業者の「従業者」であり、その管理者は従業者の監督義務があります。
- (3)事業者は、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を論じなければなりません。また、学会と勝美が取り扱う個人情報（特に個人データ）については必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- (4)個人情報、個人データ、保有個人データは、それぞれ以下のように区分されます。

○個人情報

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により個人を識別できるもの（他の

情報と容易に照合して特定の個人を識別できるものを含む)

○個人データ

個人情報データベース（特定の個人情報をコンピュータで検索できるよう体系的に構成されているもの）を構成する個人情報

○保有個人データ

個人備報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加・削除、利用停止、消去、第三者への提供の停止を行う権限を有する個人データ

(5) 保護法上の義務に違反した場合は、文部科学大臣から事業者に勧告や命令がなされ、この命令に違反した場合、事業者は6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

2. 基盤的なセキュリティ対策

「安全管理措置」

・個人情報取扱事業者である学会と勝美は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じます。

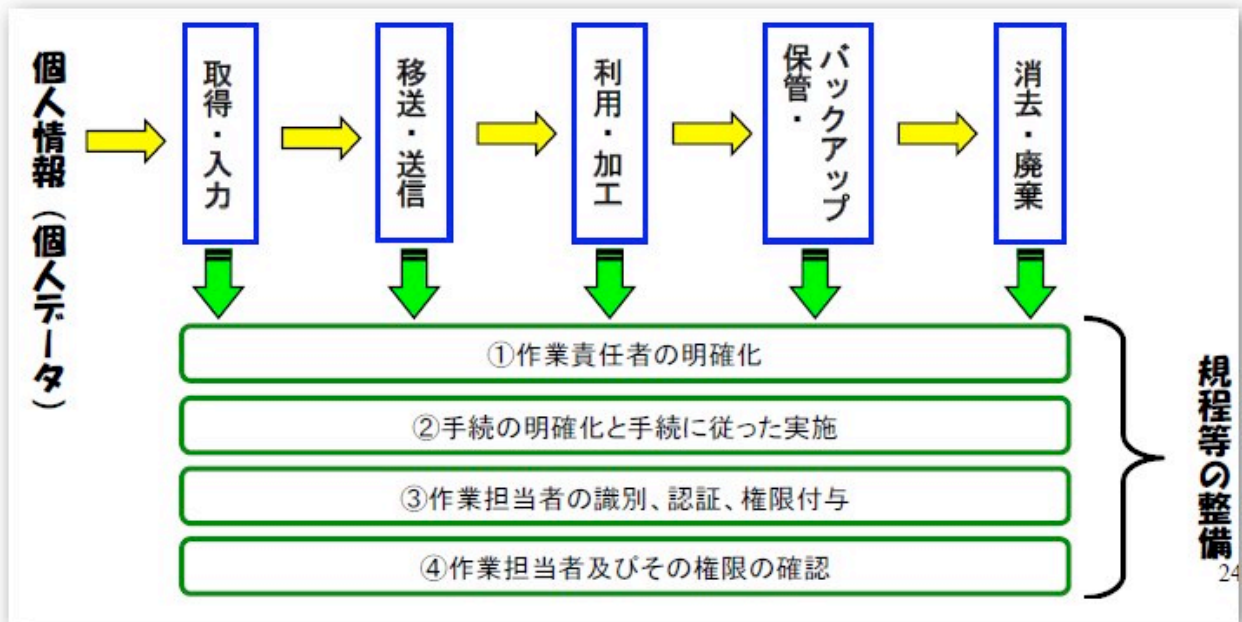
1) 組織的安全管理措置

安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認します。学会と勝美内で個人情報を管理する責任者を決めたり、個人情報の取り扱い手順などを詳細に定めます。セキュリティ監査を定期的を実施します。講じなければならない事項を次のように定めます。

② 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備（参考:METI経済産業省 以下同じ）



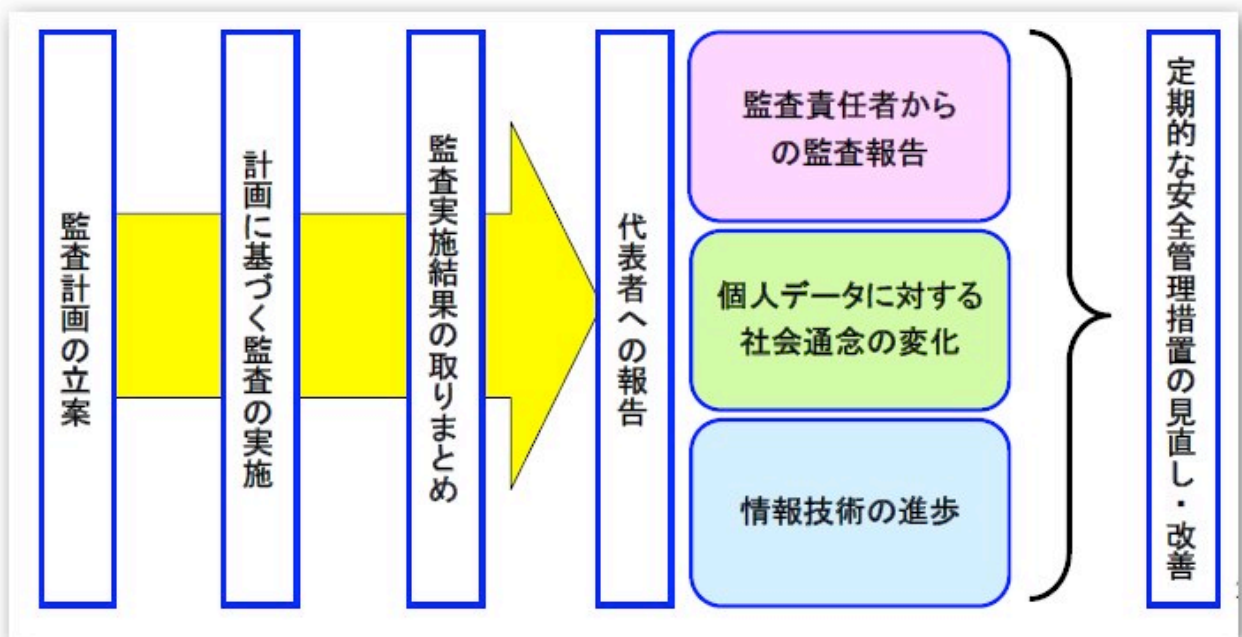
② 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用



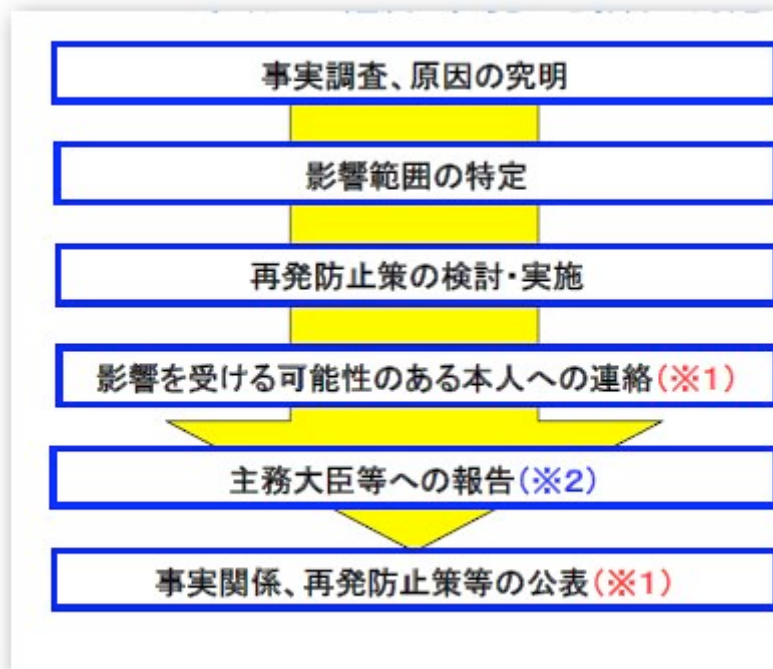
③個人データの取扱状況を一望できる手続きと権限の規定

事業者は個人データの取扱状況を把握するために次のような手続きと権限を設定します。すなわち、生徒情報、保護者情報、教育関係者情報はシステム管理者が統括します。各学校における取扱状況は、学校内のシステム管理者が把握します。個人データへのアクセス権限は各学校が方針を定め権限を決めます。個人データの管理は、以下の「技術的安全管理措置」に沿うものとします。

④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善



⑤事故又は違反への対処



2)人的安全管理措置

事業者は従業員に対する業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。講じなければならない事項は次のようになります。

- ①雇用契約時における従業員との非開示契約の締結
- ②従業員に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施

さらに、学校関係者と保護者との間で秘密保持のための申し合わせを作り、個人情報保護のための教育や研修を実施します。情報漏洩リスクの軽減のために、こうした研修の機会によって、PCや携帯端末ではパスワード・ロック機能などを徹底させます。携帯端末による情報の提供や閲覧機能は、保護者から強く要望されているので、保護者自身によるセキュリティ対策の実行のために学校などでの学習会を開いたり文書において周知徹底します。

「従業員や委託者への監督」

事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、安全管理措置を遵守させるよう、委託を受けた者に対し「必要かつ適切な監督」をしなければなりません。

- ・委託先には、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しません。
- ・「必要かつ適切な監督」には、①委託先を適切に選定すること、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること、③委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することが含まれます。

3)物理的安全管理措置(データセンターなどは例外)

事業者が個人データの盗難の防止等の物理的な安全管理措置として講じなければならない事項は以下です。

- ①サーバー室への入退館（室）管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的な保護

4)技術的安全管理措置

事業者は個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置を行います。講じるべき事項配下のようになります。

- ①個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ②個人データへのアクセス制御
- ③個人データへのアクセス権限の管理

- ④個人データのアクセスの記録
- ⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人データの移送・送信時の対策
- ⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人データを取り扱う情報システムの監視

技術的安全管理措置の取組みの例としては、次のようなことが挙げられます。

- ・個人データへのアクセス権限を付与すべき者の最小化
- ・アクセス権限を有する者に付与する権限の最小化
- ・個人データを格納した情報システムの利用時間の制限
- ・個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録
- ・ウイルス対策ソフトウェアの導入
- ・情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止
- ・個人データへのアクセス状況（操作内容も含む。）の監視など

個人情報保護法に関わりなく、事業者は、関係者以外からのネットワーク不正侵入、不正使用等の防止、情報の有用性に応じたアクセス制限（ID、パスワード、その他の方法による個人認証の徹底）など、情報セキュリティを確保する手段を講じます。

事業者及び学校の教職員などは、原則的に生徒の個別の指導計画、答案、成績情報などの個人データを学外に持ち出し、自宅等で作業することはできません。しかし、例外的な学外での作業に際しては、データの漏洩防止に関する方針と対策を講じ、全ての関係者が遵守する必要があります。

(1) 情報漏えいを防止するセキュリティ対策

教育目的に使用する全てのデータは事業所や教育機関の共同サーバーで一括管理し、教員はネットワークを介して共同サーバーのデータを利用することとします。ネットワーク上の通信は盗み見られないよう暗号化します。パソコン本体にはデータを保存せず、盗難・紛失した場合にも情報漏えいを防止できる他、記憶媒体の利用を制限してデータを盗み出せなくします。

(2) 教員個人による情報漏えい防止対策

教員が使用するパソコンに暗号化ソフトウェアを設定します。例えば、学校のパソコンのデータを電子メールで送信する場合やメモリスティックなどの記憶媒体にコピーする際には必ず暗号化が必要で、暗号化しなければ送信・コピーできないようにします。自宅パソコンで暗号を解除する場合にはパスワードが必要となります。この方法を用いると、比較的容易に情報の漏えいを防止できますが、教員個人の対応にとどまる限りは全学的なセキュリティ対策とはならないことから、全ての教員パソコンに共通の設定を施す必要があります。

3. 保有個人データに関する事項の本人への周知

事業者は、保有個人データについて、法令で定められた情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置きます。

保有個人データに関して公表すべき事項は以下となります。

- ①個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- ②すべての保有個人データの利用目的
- ③保有個人データの「利用目的の通知」、「開示」、「訂正・追加・削除」、「利用の停止・消去」の求めに応じる手続
 - ・開示等の受付先
 - ・開示等の求めに際して提出すべき書面の様式、受付方法（郵送、FAXで受け付ける等）
 - ・開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法

以上